

あそべるとよたプロジェクト 駅西ペDESTロリアンデッキ広場
令和3年度 運営補助事業者（出店者）募集



■応募用紙の入手はWEBから

あそべるとよたプロジェクト



とよたまちなかWEB



1	施設概要	所在地：豊田市若宮町（名鉄豊田市駅西ペDESTロリアンデッキ） 面積：施設（コンテナ）4 坪（14 m ² ）/テラス（広場の半分）56 坪（186 m ² ） 合計 60 坪（200 m ² ）	
2	要件	◎物品販売や飲食等自主事業やイベント誘致、協賛などによる収入で、自立した運営を構築できる、安定した広場活用に貢献できる。 ◎広場の維持管理や広場貸し出しの補助業務を行う。 ◎来街者がくつろげるような魅力的な空間づくりを行う。	
3	出店者の役割	1.（閑散期を含め）通年における駅西ペDESTロリアンデッキ広場の活用 2. 物品販売や飲食事業等の実施（厨房設備・器具等の設備は事業者で用意すること） 3. 自主事業やイベント誘致、協賛などによる財源確保 4. 机・椅子、植栽などの設置による広場の空間演出 5. 清掃・植栽の手入れなどの日常管理 6. 広場貸し出し業務・現場対応	
4	応募資格	1. 自ら営業できる法人、または個人に限る、転貸借は禁止 2. 企画から事業の実施・運営までを責任を持って行えること 3. 原則、豊田市に事業所がある事業者であること 4. 売上げ、客数等を公表すること 5. 週5日以上営業、昼間（11時～17時くらい）の営業ができる、子ども（乳幼児含む）連れの来店を妨げないこと 6. あそべるとよたプロジェクトの趣旨に合っていること 7. 暴力団又は暴力団員でないこと、暴力団関係者と密接な関係を有しない 8. 公序良俗に反する事業内容でないこと 9. 政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動ではない	
5	契約・賃料	契約形態：賃貸借契約 契約期間：原則最長2年（令和3年4月から1年ごとに契約）	
	★転貸借不可	賃料： ① 固定：65,000 円 ② 歩合：税別月売上の8% ※①と②の合計金額に消費税10%を乗じた金額	賃料に含まれるもの ・建物（付帯設備含む）、テラスの利用 ・水道代、電気代 ※ガス燃料は事業者契約 ※広場運営補助（広場の植栽水やり、清掃、防犯活動等）の委託費として月額25,000 円（税別）を支払います。

募集者（問合せ・応募先）：一般社団法人TCCM 担当：中井 平日10時～17時

〒471-8506 豊田市小坂本町1-25

電話 0565-47-7007 / メール toyota.tccm@gmail.com

現地確認の

お問合せはこちら

※TCCMは、あそべるとよた推進協議会より駅西ペDESTロリアンデッキ広場の運営事業者として承認されました。

あそべるとよた推進協議会：

構成員：豊田市駅前開発（株）、豊田市駅東開発（株）、豊田市駅前通り南開発（株）、豊田まちづくり（株）、豊田喜多町開発（株）、
崇光館地区区長会（二区東部、二区西部、三区）、（株）こいけやクリエイト、豊田市、（一社）TCCM ※順不同、敬称略

1. 公募内容出店に関わる各種手続き・ルール

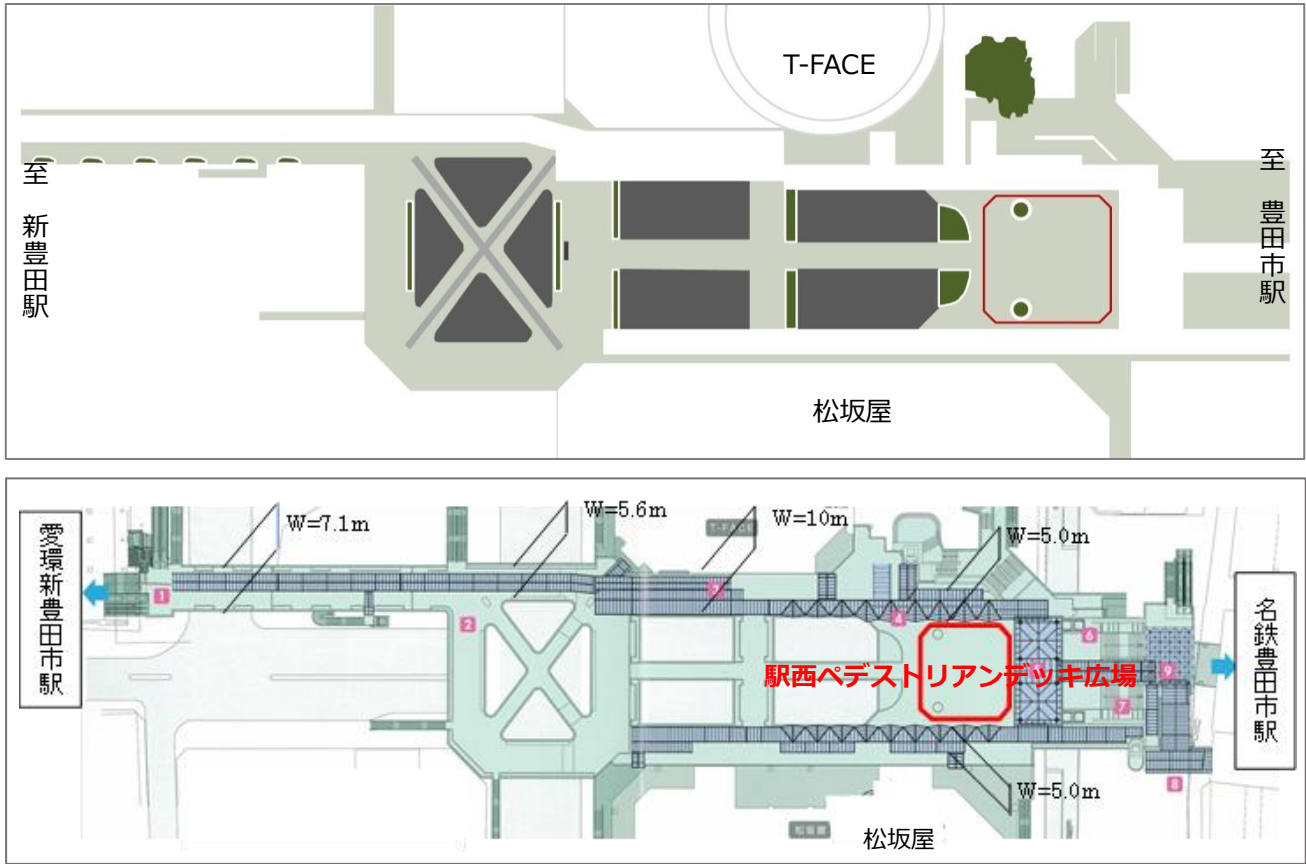
※明記していない事項については、協議の上別途定めます。

項目	内容
1 開業準備	- 商品や店舗装飾については、事前にＴＣＣＭにご相談ください。 - コンテナ内の床面の養生を行い、終了時まで店舗スペースが清潔に保たれるようにしてください。 - 周囲の美観を損なう、風紀を乱す行為は禁止です。 - ユニフォームやお揃いのエプロンなど、来街者にスタッフだとわかる工夫をしてください。 【飲食事業の場合】 <u>応募前に事業内容を、所轄保健所（豊田市保健衛生課）に相談してください。</u> （採択後も、事業内容を変更する場合や、誘致イベントに飲食事業が含まれる場合は、事前相談をしていただきます。） - 火気を使用する場合は、消火器を１本以上用意してください。 - メニュー看板や厨房設備等、出店に必要な備品・設備は各自でご用意ください。内容によっては設置をお断りすることがありますので、事前にＴＣＣＭへ相談してください。 - 食中毒に関する対策のため、事業者でＰＬ保険（生産物賠償責任保険）に加入してください。 ■事前にＴＣＣＭへ提出するもの <u>所轄保健所へ必要な食品営業許可を申請・取得し、営業許可証の写しをＴＣＣＭへ提出してください。</u> - 許可を得ていない場合は、出店を取り消す場合があります。ご注意ください。 - 食品営業許可等の申請料金は事業者の負担となります。 <u>食中毒に関する対策のため、ＰＬ保険（生産物賠償責任保険）等へ加入し、証書の写しを提出してください。</u>
2 出店期間	- ゴミは適正に分別し、処理してください。会場内にゴミ箱を設置する場合は、ゴミが溢れるなど、美観が損なわれることがないようにしてください。 - 会場内で発生したゴミや不要になった備品は、必ず事業者が持ち帰り、ペデ広場及び周辺に残さないでください。 - 食中毒や感染症、事故や苦情等が発生しないように十分注意してください。 - 出店に際して生じたトラブルについては、事業者が一切の責任を負うものとします。 不慮の事態が発生した場合は、協議会と協議の上、対応してください。 - 商品などの管理、保護については事業者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、協議会はその損害を補償しません。 - 閉店時は施錠等管理し、盗難やいたずら被害の防止に配慮してください。
3 撤収時	- 飲食物等によりペデ広場や周辺が汚れた場合は、事業者が責任をもって清掃してください。 - コンテナは原則、原状復旧（当初の状態に復旧）してください。 - ペデ広場及び周辺の施設・設備をき損または減失したとき、事業者の責任において原状復旧してください。 - 事業者の原因で大きな問題が発生した場合は、事業期間途中であっても中止・撤去に従ってください。
4 設備投資	「3. 飲食等事業者利用施設について」に記載のある設備、仕様以外は、事業者が用意・費用負担してください。事業費の助成はありません。すべて事業者の負担にて実施してください。実施期間終了後は原状回復が必要です。

2. ペDESTロリアンデッキ広場について

(1) 位置や面積など

- 名 称：ペDESTロリアンデッキ広場
- 位 置：豊田市若宮町（名鉄豊田市駅西ペDESTロリアンデッキ）
- 面 積：約 400 m²（約 20m×20m）
- 既存設備：コンテナ、倉庫（予定）、給水・排水設備、電源、散水栓（詳細は「3. 飲食等事業者利用施設」参照）



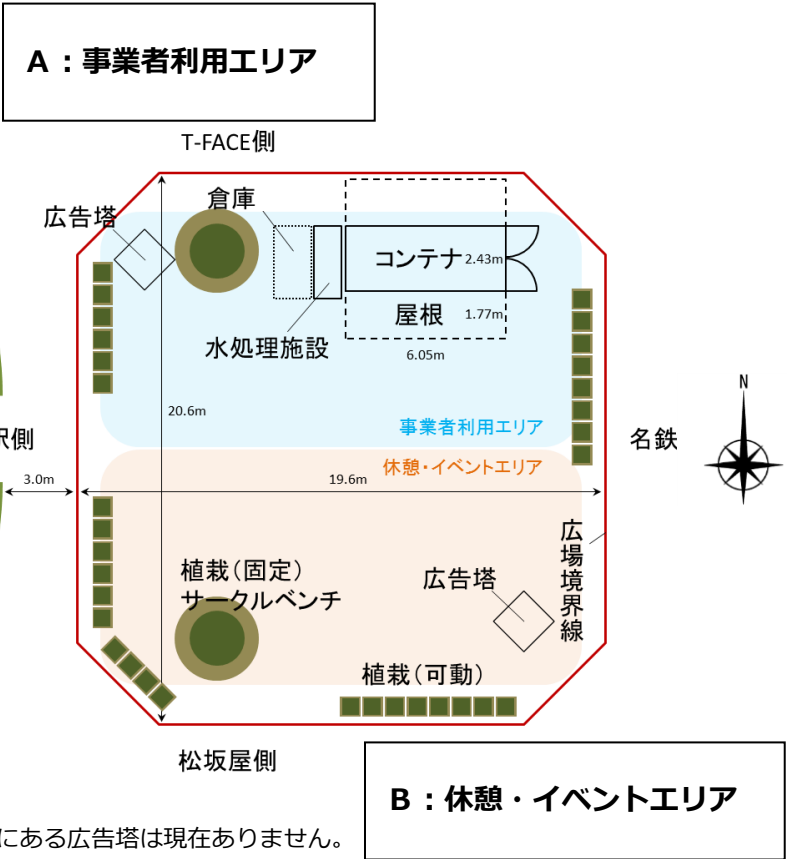
(2) 広場内の利用可能なエリア

A：事業者利用エリア

- ・全体の約 1/2
- ・事業者が自主事業を実施するエリア。
- ・自主事業のために客席等を専有する場合は、このエリア内のみとしてください。（飲食の予約席など）
- ・事業者利用エリアにて一般の来街者がテーブルやイスを利用することを妨げないでください。

B：休憩・イベントエリア

- ・全体の約 1/2
- ・来街者の休憩兼広場貸し出しエリア。
- ・A、B間には、境界となるものを設置する必要はありません。ゆるやかに分節してください。
- ・コンテナ等の施設賠償責任保険はあそべるとよた推進協議会が加入しますが、事業者の備品等は含まれません。独自で加入してください。



※マップ上にある広告塔は現在ありません。

3. 飲食等事業者利用施設について

(1) 既存のインフラ・設備について

- ・コンテナ、倉庫
- ・給水設備（ステンレス2層シンク 120cm×60cm、手洗い施設）
- ・排水設備（浄化槽（5人槽））
- ・ベルトパーテーション
- ・電源（1か所（コンセントは20A/1口×10口 合計9kw））
- ・散水栓（1か所）
- ・植栽（現在設置のもの）

(2) コンテナについて

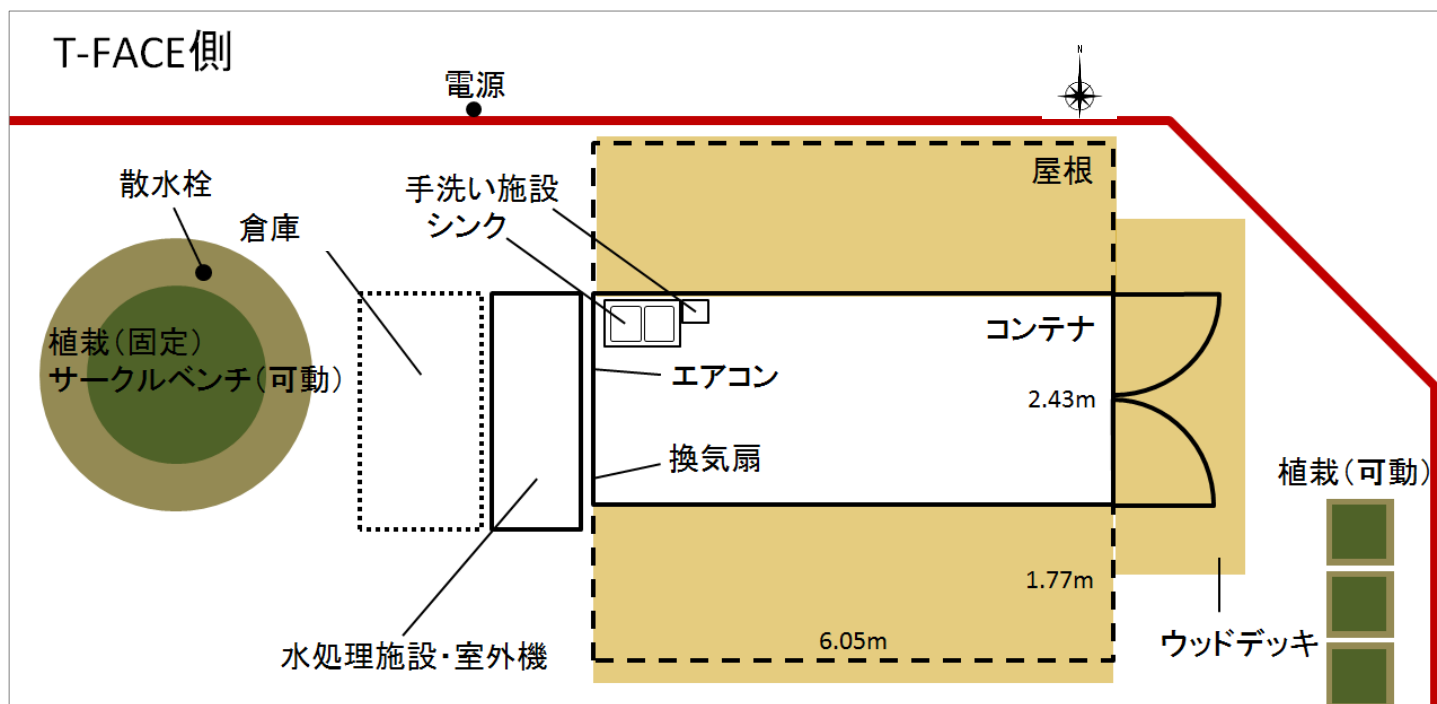
- ・下記の仕様のコンテナを事業期間中、事業者に貸与します。
- ・コンテナの現地確認は随時受け付けますので、TCCMへお問い合わせください。
※現在、営業中ですので、必ず事前にTCCMに連絡してください。

【仕様】

- ・20フィートコンテナ（1基（約6.0m×約2.6m×約2.4m））
- ・外側防錆塗装、内側断熱剤充填
- ・換気扇
- ・倉庫

※その他必要な内装や設備等は事業者が用意・費用負担してください。

※実施期間終了後は原状回復が必要です。



※コンテナの内装・外装は、一部写真と異なります。現在、コンテナの外壁は黄色です。詳細はTCCMへお問い合わせください。

4. 駅西ペDESTロリアンデッキ広場運用について

(1) 設置物の設営・撤去について

- ・コンテナの装飾やベンチなどの配置については、全体デザイン調整上、T C C Mの了解を得た上、設置工事をしてください。
- ・設置物の設置日、撤収日、設置管理方法は、T C C Mと協議の上、決定してください。
- ・現地への物品搬入・搬出方法はT C C Mと相談の上、決定してください。
- ・設営の搬出入のための駐車料金は自己負担です。交通ルールの遵守をお願いします。

(2) 植栽について

- ・植栽を用いて、道路区域と広場区域の境界をゆるやかに区切ることを推奨しています。この場合、既存の植栽を利用することが可能です。
- ・ただし、実施期間中に枯れるなど使用できなくなった場合は、代替えの植栽を用意してください。
- ・現在、ペデ広場には、植栽を設置しています。これらの植栽の維持・管理は事業者が実施してください。
- ・事業者で植栽を新たに用意する場合は、T C C Mと協議の上、既存の植栽の撤去することも可能です。



5. 賃料について

- ・毎月の賃料は固定金額と歩合金額の合計と、消費税とします。
- ・賃料に水道、電気代を含みます。(使用量に応じた変動ではありません。)
- ・ガス燃料はご自身で契約をし、お支払いください。

賃 料：

- ① 固定：65,000 円
- ② 歩合：税別月上 8%
- ※①と②の合計金額に消費税 10%を乗じた金額
- ③広場運営補助（広場の植栽水やり、清掃、防犯活動等）の委託業務料として月額 25,000 円（税別）を支払います。

【賃料の算出例】※1 ヶ月で 100 万円（税別）売上があった場合

① 固定賃料	65,000 円	水道、電気代含む
② 歩合賃料	80,000 円	税別売上 100 万円の 8%
③ 広場運営補助委託料	- 25,000 円	固定
消費税 10%	12,000 円	
賃 料	132,000 円	

支払期日：当月分を翌月末までに T C C M 指定の銀行口座に振込んでください。(4 月分は 5 月末までに)

6. 公募スケジュール

公募期間【令和3年1月8日（金）～2月15日（月）】

応募にかかわる説明【随時、任意】※事前に連絡ください

審査期間【令和3年2月16日（火）～2月22日（月）】

応募いただいた事業者と随時、面談します

審査結果通知【令和3年2月26日(金)までに通知】

準備期間【令和3年3月下旬～】

実施期間【令和3年4月～令和4年3月末日】

※4月中に実施スタートしてください。

7. 応募用紙の提出

項目		内容
1	企画書提出期間	令和3年2月15日(月) ※必着
2	提出物	WEB サイトより応募用紙をダウンロードし、必要事項を記載の上、下記書類をEメールにてご提出ください。 ・ 応募申込書 ・ 実施計画書 ・ 収支計画書 ・ 過去の実績がわかる写真（複数枚） ※販売物・販売時の外観、活動の状況がわかるもの ・ 過去に企画したイベントや実店舗のチラシ・リーフレット等
3	提出	〔メール〕 メール toyota.tccm@gmail.com ・ 件名に「令和3年度デッキ広場事業者応募」と入力してください。 ・ メール送信後に電話でメール到着を必ず確認してください。 0565-47-7007 平日：10 時～17 時 〔郵 送〕 ・ 封筒に「令和3年度デッキ広場事業者応募」と記載してください。 ・ 郵送先：一般社団法人TCCM 担当：中井 〒471-8506 豊田市小坂本町 1-25 豊田商工会議所 4 階 ・ 到着後、TCCMよりメールにてご連絡します。締め切り日の2月15日を過ぎても連絡がない場合は、お電話ください。0565-47-7007 平日 10 時～17 時 ※メール、郵送以外での応募はできません。 ※到着後の提出資料の差し替えや変更はできません。
4	質問・説明	あそべるとよたプロジェクトの概要や公募内容について個別に説明等に応じます。 TCCMにお電話、メールにてあらかじめ面談日時を確定してください。
5	審査	随時面談します。事業者から応募用紙の内容を中心に説明をお願いします。 ○日時 令和3年2月16日（火）～ 2月22日（月）随時
6	結果通知	令和3年2月26日（金）までに通知します。 ※選考結果は、すべての応募者にメールでお知らせします。 その後、TCCM、あそべるとよたプロジェクトのサイトに掲載します。 審査内容及び結果に関する問い合わせや異議については応じることができません。